

●香川県告示第580号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県障害者支援施設たまも園条例（昭和39年香川県条例第13号）第5条第2項の規定に基づき、平成24年12月14日指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年12月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川県障害者支援施設 たまも園	社会福祉法人清水園 坂出市西庄町1635番地1	平成25年4月1日から 平成32年3月31日まで